

第一号様式（第一条関係）

証明書番号 第 号

年 月 日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

保険会社名

印

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）		自動車の種別	
保険期間	自 年 月 日 間 至 年 月 日午前12時	使用の本拠の所在地	
保険契約者の住所及び氏名		保険料	
異動事項		指定金融機関名	
		保険料収納済印	
管轄店名及び所在地		扱者印	

（日本工業規格A列5番）

備考

- (1) 「自動車登録番号、車両又は標識の番号（車体番号）」欄には、自動車登録番号若しくは、車両番号、標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号を記載すること。これらが存じない場合

には、車体番号（臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は臨時運転番号標を表示して運行の用に供する自動車にあつては、当該臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標若しくは臨時運転番号標の番号又は車体番号）を記載すること。

- (2) 「自動車の種別」欄には、別表（一）の区分による車種（原動機付自転車にあつては、その旨）記載すること。
- (3) 「使用の本拠の所在地」欄には、使用の本拠の存する都府県及び北海道にあつては、使用の本拠を管轄する運輸支局の存する市を表示すること（離島にあつては、kしようの本拠の所在地の後に「(離島)」と記載すること。).
- (4) 「指定金融機関名」欄には、指定金融機関（保険会社が保険料の収納を委任した金融機関をいう。以下同じ。）が保険料を収納する場合に限り、当該金融機関名を記載すること。
- (5) 「保険料収納済印」欄には、保険会社、代理店又は指定金融機関が保険料収納したことを証する印を押すこと。
- (6) 代理店手数料扱いの契約にあつては、「扱者印」欄に当該代理店の印を押すこと。
- (7) 自動車損害賠償責任共済証明書は、この様式中「自動車損害賠償責任保険証明書」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済証明書」の文字を、「自動車損害賠償責任保険証明書」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済契約」の文字を、「保険会社名」の文字に代えて「組合名」の文字を、「保険期間」の文字に代えて「共済期間」の文字を、「保険契約者」の文字の文字に代えて「共済契約者」の文字を、「保険料」の文字に代えて「共済掛金」の文字を、「保険料収納済印」の文字に代えて「共済掛金収納済印」の文字を、「管轄店名」の文字に代えて「組合名又は組合の支部等の名称」の文字を表示するほか、(1)～(5)に準ずること。